

## 「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係るプロポーザル募集要項

### 1 プロポーザルの趣旨

新宿区では、平成18年度から民間事業者と協働で、行政情報のほか医療機関などの地域情報を盛り込んだ「新宿区くらしのガイド」を発行してきた。平成21年度以降も民間事業者との協働での発行を維持、隔年で全戸配布を実施している。

今回も前回（2022年版・令和3年度作成）と同様に、全戸配布、民間事業との協働での発行を前提としている。さらに読みやすく工夫した編集による「新宿区くらしのガイド」の発行のため、意欲ある提案を募集する。

### 2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加予定者とは、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を提出した者をいう。
- (3) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (4) 事務局とは、区政情報課広報係をいう。

### 3 参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲出し、公表した日（令和5年5月29日（月））とする。

また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任者が地域情報誌に関する知識及び技術を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (3) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (4) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (5) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

- (8) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

#### 4 質疑・回答

##### (1) 参加予定者の質疑

質疑にあたっては、「新宿区くらしのガイド」質問票（第3号様式）を以下のとおり提出する。

- ・提出期限：令和5年6月9日（金）午後5時
- ・提出方法：電子メールによる送信とする。

メールアドレス [info@city.shinjuku.lg.jp](mailto:info@city.shinjuku.lg.jp)

##### (2) 質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和5年6月13日（火）午後5時までに随時、電子メール等により行う。

※電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

※応募書類の作成に係る質問以外は回答できない。

#### 5 契約内容

- (1) 契約期間 契約締結の翌日から令和6年3月15日まで
- (2) 委託契約上限額 30,800,000円（税込）
- (3) 委託内容 「新宿区くらしのガイド」の編集及び印刷製本  
別紙「『新宿区くらしのガイド』企画提案参考仕様書」のとおりとする。

#### 6 契約予定日 令和5年9月上旬

#### 7 参加手続き

##### (1) 提出書類、部数等

- ① 「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）

【部数】 1部

- ② 会社概要

※様式は問わず、通常の広報で使用しているものでよい。

【部数】 1部

③ 企画提案書

※企画提案内容等については「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル実施要領」のとおり。

【部数】 11部

④ 企画提案書の構成参照表（第8号様式）

【部数】 11部

⑤ 見積書（第9号様式）

当該見積書の記載額は、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合がある。

【部数】 1部

(2) 提出期限

令和5年6月14日（水）午後5時

なお、提出期限までに本募集要項9（1）に記載する企画提案書及び見積書の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

(3) 提出方法

一括して事務局へ持参または郵送（郵送の場合は期日までに必着）すること。

※あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

事務局：新宿区総合政策部区政情報課広報係

（〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1、区役所本庁舎3階）

電話：03-5273-4064（直通）

8 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第2号様式）を事務局へ持参または郵送すること。

※あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

9 企画提案の評価（選定）方法

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係る選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

(1) 第1段階評価（第1次選定）

提出された企画提案書等に不備がない応募事業者について、企画提案書等により評価を行い、評価点合計が満点の6割以上で、かつ上位3社までを、第2段階評価を行う事業者として選定する。

なお、評価結果については、第1段階評価終了後、参加者に対して書面等により通知する。

(2) 第2段階評価（第2次選定）

第2段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大3名以内とし、次のとおり行う予定である。

なお、第1段階評価終了後に第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【日時】令和5年7月10日（月）に予定しているが、変更となる場合がある。

【場所】新宿区役所本庁舎内会議室

【内容】①提出書類等に沿って提案事項の説明

②提案事項に関する質疑応答

※実施日等は第1段階評価終了後に書面等により通知する。

(3) 評価基準

①第1段階評価

【企画について】

評価項目・評価基準	
(1) 冊子全体の企画	読みやすく魅力的な情報提供が可能か
(2) 表紙	緊急時に必要とされる電話番号等の掲載と、魅力あるデザインを両立できているか
(3) 特集等（構成）	防災・安全安心に係る情報提供とエリアごとに区内スポット等を紹介するエリアシティウォークを効果的に紹介できているか
(4) 行政情報（構成）	障害の有無や年齢などに関わらず多くの読者にとって読みやすい構成となっているか
(5) 行政情報（提案）	行政情報ページに関する有用な改善提案や読みやすい工夫がされているか
(6) 医療機関情報（構成）	広く正確に、わかりやすく掲載できるか
(7) 常備性	家庭に常備する情報誌に適した内容か
(8) 電子書籍の利便性	紙媒体の閲覧者だけでなく、電子媒体の閲覧者も必要とする情報を検索しやすく、利用しやすいか

### 【事業者について】

評価項目・評価基準	
(1) 取組む考え方や姿勢	意欲的であるか、区の制作意図を正確に捉えているか
(2) 区との連携体制	区との連携は、円滑に行える体制があるか
(3) 制作体制及びスケジュール管理体制	人員配置は十分か、スケジュール管理体制は整っているか
(4) 印刷製本体制	信頼できる印刷製本体制、実績があるか
(5) 地方自治体等との協働による行政情報誌の発行及び配布に関する実績	地方自治体等との協働による行政情報誌の発行及び配布の最近の実績は十分か
(6) 地域情報誌類の発行及び配布に関する実績	地域情報誌類の発行及び配布の最近の実績は十分か
(7) 医療機関情報及び医療広告の取扱いに関する実績	最近の実績は十分か、医療広告として問題はなかったか
(8) 広告掲載基準及び広告掲載に関する考え方、地域情報及び広告収集に関する体制と実績	「くらしのガイド」に適した広告掲載基準や考え方を有するとともに、地域情報収集力と適正な広告収集力及び十分な体制と実績はあるか

### 【総合評価】

評価項目・評価基準	
(1) 企画の総合評価	誰もが利用しやすく、魅力的な情報誌が期待できる企画か
(2) 事業者の総合評価	実現可能な企画であり、その制作を任せることができる事業者か

## ②第2段階評価

評価項目・評価基準	
1 企画の実現性	提案する構成案や改善提案は実現可能なものであるか。
2 取組姿勢	区の制作意図を正確にとらえ、業務体制を整えて意欲的に取り組む姿勢はあるか。
3 実績	地方自治体との協働発行、医療機関を含む地域情報提供の実績は十分か。
4 調整力	特集ページ及び医療機関情報の収集や取材等において十分な調整力が期待できるか。
5 総合評価	魅力的な情報誌の作成が期待できる企画・事業者であるか。

### (4) 選定

第1段階評価及び第2段階評価の結果を踏まえ、評価基準に基づき評価を行い、委託事業者を選定する。

### (5) 委託契約の締結

選定された委託事業者は、区の委託決定を受け、新宿区との間で委託契約を締結した上で、事業を実施する。

### (6) 結果の公表

選定後、件名、受託候補者名、選定委員の内訳をホームページにて一年度間公表する。

## 10 スケジュール（予定）

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| (1) 募集要項の配布    | 5月29日（月）～6月14日（水）午後5時 |
| (2) 参加申請書の受付   | 5月29日（月）～6月14日（水）午後5時 |
| (3) 質問書の受付     | 6月1日（木）～6月9日（金）午後5時   |
| (4) 企画提案書等の受付  | 5月29日（月）～6月14日（水）午後5時 |
| (5) 第1次選定結果の通知 | 6月23日（金）              |
| (6) 第2次選定      | 7月10日（月）              |
| (7) 第2次選定結果の通知 | 7月下旬～8月上旬             |

## 1.1 留意事項

### (1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

(2) 本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。

(3) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

### (4) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

### (5) 適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係る業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には評価対象から除外する。

(6) 新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。

## 1.2 各種書類の提出先及び問合せ先

（プロポーザル事務局）

新宿区総合政策部区政情報課広報係

（歌舞伎町1-4-1、区役所本庁舎3階）

電話：03-5273-4064

ファックス：03-5272-5500

メールアドレス：[info@city.shinjuku.lg.jp](mailto:info@city.shinjuku.lg.jp)

（担当）中山・田中